

## 倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年11月10日(水) 午前10時00分から午前10時18分

2 開催場所 倉敷市西中新田640番地  
倉敷市役所 10階大会議室

3 出席委員 23人

会 長 1番 吉田 幸夫 委員

会長代理 5番 田邊 洋樹 委員

会長代理 21番 白神 勇 委員

委 員

2番 香西 英雄 委員 3番 中野 恒夫 委員 4番 松本 一夫 委員

7番 山本 義弘 委員 8番 山地 康弘 委員 9番 野口 國治 委員

10番 安田 公彦 委員 11番 高橋 英和 委員 12番 藤原 正美 委員

13番 難波 明朗 委員 14番 平井 正敏 委員 15番 中西 公仁 委員

16番 藤原 安信 委員 17番 矢野 秀典 委員 18番 片岡 泰助 委員

19番 石井 雄一 委員 20番 出口 哲士 委員 22番 井上 保邦 委員

23番 難波 朋裕 委員 24番 小山 智子 委員

4 欠席委員 1人

6番 武本 章吾 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

22番 井上 保邦 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

追加議案第1号 倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局副参事 吉井 正二 事務局課長主幹 富山 典子 事務局主幹 中村 英樹

事務局主幹 日下部 啓司 事務局主幹 成田 裕次 事務局主幹 塩見 雅子

事務局主任 小山 八穂子 事務局主任 大橋 浩直

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

	(開会 午前10時00分)
事務局 吉井副参事	<p>皆様おはようございます。</p> <p>定刻になりましたので、ただ今から11月の総会を始めたいと思います。</p> <p>総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしくお願いします。</p>
吉田会長 (以下「議長」)	<p>ただ今から、令和3年11月の総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は23名です。</p> <p>在任する委員24名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	<b>【異議なしの声】</b>
議長	<p>それでは、議席番号16番藤原安信委員と議席番号17番矢野秀典委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の日下部主幹と成田主幹を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>続きまして、議案審議に入ります。</p> <p>総会議案の1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】</b></p> <p>小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から3頁にかけて13件の申請がありました。</p> <p>権利の種類の内訳は、所有権移転が10件、貸借権設定が3件です。</p> <p>それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p> <p><b>【議案第1号、1番から13番について調査票をもとに説明】</b></p> <p>まず2番についてですが、契約内容について借り手と所有者間で疑義が生じ、話し合いが決着するまで保留にして欲しいと、申請者から申し出がありました。2番は6番と8番に関連しており、下限面積要件について、同時許可を要する案件であるため、今回は3件すべて保留となります。</p> <p>9番につきましては、現在7名の共有地ですが、うち1名の持分を共有者の1名に譲渡することを目的とし、結果6名の共有地となるものです。なお、受け手の共有者が、実際に本件地を耕作しています。</p> <p>このたびの案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、2番・6番・8番は保留、その他の10件については、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項</p>

各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、すべての案件について異議なく許可、とのことでした。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の13件ですが、2番、6番、8番は保留、ほか10件は農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議 長 異議なしということですので、議案第1号の、1番から13番のうち、2番、6番、8番は保留、ほか10件は、許可、と決定いたします。

続きまして、4頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】

中村です。説明をさせていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、4頁に2件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました2件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた2件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この2件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明がありましたが、農地法第4条の規定による許可申請の2件とも許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議 長 異議なしということですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番と2番について、許可と決定します。

続きまして、5頁をご覧ください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】

中村です。説明させていただきます。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、5頁から7頁にかけて11件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農

	<p>地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p><b>【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】</b></p> <p>今回申請のありました11件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた11件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。この11件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明がありました。農地法第5条の規定による許可申請の11件は全件許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p><b>【異議なしの声】</b></p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番から11番について許可、と決定します。</p> <p>続きまして、8頁をご覧ください。</p> <p>議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。</p> <p>おそれいます、井上委員に係る案件があります。</p> <p>農業委員会等に関する法律 第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。</p> <p>( 井上委員 退席 )</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>【 議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明 】</b></p> <p>塩見でございます。それではご説明させていただきます。</p> <p>議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、8頁から21頁にかけて53件の計画が、農業委員会に提出されました。</p> <p>利用権の権利の種類の内訳でございますが、賃貸借が3件、使用貸借が50件でございます。</p> <p>また、利用期間につきましては更新が6件、更新切れを含む新規47件でございます。</p> <p>今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構によるものが36件、農地所有適格法人によるものが2件、その他は個人でございます。</p> <p>借り手は耕作に必要な面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備もございませんでした。</p> <p>議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、53件とも承認が相当と判断いたします。</p> <p>各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p><b>【異議なしの声】</b></p>

議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。事務局、井上委員に入室するように伝えてください。</p> <p>(委員入室)</p> <p>退室されていた井上委員に報告いたします。 議案第4号は、全件承認されましたことを報告いたします。 続きまして、22頁をご覧ください。 議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」です。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>【議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についての説明】</b> 富山でございます。 議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。 22頁1番をご覧ください。東塚3丁目で1件の申請がありました。 特例適用を受けようとする申請人は既に申請地の3筆を平成19年11月14日に生前一括贈与を受けてから、耕作を継続しており、贈与税の納税猶予特例適用を受けておりましたが、贈与者が亡くなられたため、引き続き相続税の納税猶予の特例適用を受けるために申請するものです。 現地を確認したところ、全て耕作されている状態であり、相続人は農業経営を行っている判断されます。また、申請農地は、農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。 相続人は今後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。 ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありました。議案第5号につきましては、承認することに皆さん、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p><b>【異議なしの声】</b></p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第5号について承認とします。 審議案件は以上です。ここからは、報告案件です。 報告第1号から、報告第4号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>【報告第1号から第4号について報告・説明】</b> 日下部です。報告いたします。 23頁をお開きください。 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、23頁から30頁にかけて13件の届出がありました。 本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。 次に31頁をお開きください。 報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、31頁から32頁にかけて7件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。 次に33頁をお開きください。 報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でござ</p>

	<p>ざいますが、33頁から39頁にかけて37件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に40をお開きください。</p> <p>報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でござりますが33頁に1件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可を要しない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ、ご了承をお願いします。</p>
議 長	<p>事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。</p>
各委員	<p>【質問なしの声】</p>
議 長	<p>ご質問がないようですので、報告第1号から報告第4号については、すべて確認、了承いただきました。</p> <p>次に追加議案をご覧ください。</p> <p>追加議案第1号「倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。追加議案の1頁をご覧ください。</p> <p>これについて、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>塩見でございます。それではご説明いたします。</p> <p>追加議案第1号「倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について」でござりますが、1名の農地利用最適化推進委員の委嘱についてご承認をお願いするものです。</p> <p>区域「茶屋町2」、氏名「若林 昭雄（わかばやし あきお）」、住所「倉敷市[REDACTED]」, 生年月日「[REDACTED]」でございます。</p> <p>提案理由でござりますが、農地利用最適化推進委員の辞職に伴い、新たに倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員を委嘱する必要があるため、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により提案するものでございます。</p> <p>募集は令和3年10月14日から11月8日まで行い、1名の推薦がございました。</p> <p>候補者につきましては、本日（11月10日）候補者評価委員会を開催し、候補者を決定いたしました。</p> <p>議案にありますとおり、若林 昭雄（わかばやし あきお）氏を推進委員として委嘱するにあたりご承認をお願いするものです。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、追加議案第1号「倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について」承認することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、追加議案第1号を承認することを決定します。</p>

以上で、すべての議案審議、報告が終わりました。  
事務局から何かありますか。

吉井副参事

**【事務局から連絡事項を伝える】**  
事務局から連絡事項をお伝えします。  
(次回総会の日程案内など連絡)  
以上です。

議 長

ありがとうございました。  
皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。  
皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。  
次回総会は12月8日(水)です。  
ご出席の程、よろしく願いいたします。  
それでは、これにて散会いたします。  
(閉会 午前10時18分)



倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和3年11月10日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員